

廃棄物焼却施設業務特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の廃棄物焼却施設業務特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、安全衛生特別教育規程第 21 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

廃棄物焼却施設業務特別教育講座

学科教育

科目	時間
ダイオキシン類の有害性	0.5 時間
作業の方法及び事故の場合の措置	1.5 時間
作業開始時の設備の点検	0.5 時間
保護具の使用方法	1.0 時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	0.5 時間

合計 4.0 時間

令和 6 年 7 月 1 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

